みやま市介護予防・日常生活支援サービス事業
1　介護予防訪問介護相当サービス（独自）に係るサービスコード表

（令和8年6月1日より）

下線または赤字下線は、変更もしくは新設の箇所です。
取り消し線は廃止の箇所です。
グレーの網掛け部分は、みやま市では使用しません。

	サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
1	A2	1111	訪問型独自サービス11	イ　1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき
2	A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合	39単位	39	1日につき
3	A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
4	A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位	日割の場合	77単位	77	1日につき
5	A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
6	A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位	日割の場合	123単位	123	1日につき
	A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ　1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき
	A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
	A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220	
	A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163	
7	A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ　1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
8	A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合　1単位減算	-1	1日につき
9	A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
10	A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合　1単位減算	-1	1日につき
11	A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
12	A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合　1単位減算	-1	1日につき
	A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ　1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
	A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
	A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
	A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
13	A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ　1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
14	A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合　1単位減算	-1	1日につき
15	A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
16	A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合　1単位減算	-1	1日につき
17	A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
18	A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割の場合　1単位減算	-1	1日につき
	A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ　1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
	A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
	A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
	A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
19	A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の　10%減算		1月につき
20	A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の　15%減算		

21	A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
22	A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算		
23	A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算		1日につき
	A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算		1回につき
24	A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1月につき
25	A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算		1日につき
	A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の10%加算		1回につき
26	A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき
27	A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき
	A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算		1回につき
28	A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	
29	A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
30	A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
31	A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度
32	A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000加算		1月につき
33	A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000 加算		
34	A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000 加算		
35	A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000 加算		
36	A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000 加算		
37	A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000 加算		